

一般財団法人静岡市環境公社 第2回行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1

計画期間内に、所定外労働を削減するため、ノー残業デーの設定、所定外労働時間を一人当たり1か月40時間未満及び年間360時間未満とする。

- ・平成27年4月～ 所定外労働の現状を把握（月1回）
- ・平成28年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- ・平成28年4月～ 社内掲示板等による職員への周知

目標2

平成31年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間18日以上とする。

- ・平成27年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・平成28年4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- ・平成28年4月～ 年次有給休暇取得状況の取りまとめの掲示等による、取得促進のための取組の開始